

令和5年9月補正追加予算の概要

8月14、15日の台風第7号による災害（災害救助法適用）により被災された人の復興支援及び市道や河川、農林業施設等の被害に対する復旧を行うために必要な予算を追加計上するもの

1. 補正予算の規模

補正を行う会計 一般会計（補正予算第6号）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計	19,557,837	1,385,936	20,943,773
特 別 会 計	9,770,734	—	9,770,734
公 営 企 業 会 計	12,893,593	—	12,893,593
合 計	42,222,164	1,385,936	43,608,100

（一般会計の財源）

国庫支出金	1 1 1, 1 2 2 千円
府支出金	3 2 3, 1 1 6 千円
分担金	1 3 6, 3 5 1 千円
市債	5 1 6, 3 0 0 千円
一般財源	2 9 9, 0 4 7 千円

2. 新規支援制度の創設及び災害復旧に係る地元負担率の軽減

【新規支援制度の創設】

事業名	内 容
中小企業者等復旧支援事業費	事業所等に被害を受けた事業者の復旧と事業継続を支援 （内容）京都府が実施する中小企業等復興支援事業費の上乗せ支援及び京都府補助制度の対象とならない商品の補充等について支援 ・対象経費及び補助率、上限額 大規模な設備の更新：府補助金と同額、上限1,000千円 小規模な機器の修繕：府補助金の1/2、上限50千円 府補助対象外の経費：対象経費の1/2、上限150千円
野生鳥獣対策施設緊急復旧支援事業費	京都府補助制度の対象とならない被災した有害鳥獣侵入防止柵の復旧を支援 （内容）事業主体：有害鳥獣駆除対策協議会 対象事業：ワイヤーメッシュ柵（@2千円×2,000m）
被災者熱中症対策用電化製品購入等補助事業費	被災した市民の熱中症対策及び生活再建支援のため、破損、滅失したエアコン、冷蔵庫の購入や修理に要する経費を支援 （内容）補助率1/2 冷蔵庫：上限30千円、エアコン：上限60千円

【災害復旧に係る地元負担率の軽減等（災害救助法適用時）】

事業名	内 容
農地等小規模災害復旧補助事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・農地：通常60% → 25% ・農業用施設：通常60% → 17.5%
林道施設小規模災害復旧補助事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・林道施設：通常60% → 25%
小規模治山事業費（市単費）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模治山：通常50% → 25% ・補助対象となる事業費の嵩上げ 通常1,000千円 → 2,000千円

3. 一般会計補正予算の内容

（カッコ内：補正額）

■被災者支援緊急対策〔134,081千円〕

○【新規】被災住宅応急修理事業費（2,058千円）

災害により住宅が損壊（準半壊以上）し、自らの資力では応急修理をすることができない人を対象に必要最小限の応急修理を実施（災害救助法適用）

（内容）準半壊6件分 上限343千円／件

○【新規】中小企業者等復旧支援事業費（1,000千円）

事業所等に被害を受けた事業者の復旧と事業継続を支援

（内容）京都府が実施する「中小企業等復興支援事業費」の上乗せ支援及び京都府補助制度の対象とならない商品の補充等について支援

- ・対象者：台風第7号の被害を受けた事業者
- ・対象経費及び補助率、上限額

大規模な設備の更新：府補助金と同額 上限1,000千円

小規模な機器の修繕：府補助金の1/2 上限50千円

府補助対象外の経費：対象経費の1/2 上限150千円

○【新規】農業者等営農継続緊急支援事業費（700千円）

被災した農業者等が実施する生産回復に向けた取組と被災したパイプハウスの復旧を支援

（内容）・農産物生産回復支援事業

事業主体：3戸以上の農業者が組織する等の団体

対象経費：生産回復のための追加防除用農薬・肥料等

補助率：1/2以内（ただし、作物ごとの事業費限度額有り）

- ・パイプハウス支援復旧事業

補助率：1/2以内（ただし、園芸施設共済等未加入者は3/10以内）

○【新規】野生鳥獣対策施設緊急復旧支援事業費（４，０００千円）

京都府補助制度の対象とならない被災した有害鳥獣侵入防止柵の復旧を支援

（内容）事業主体：有害鳥獣駆除対策協議会

対象事業：ワイヤーメッシュ柵（@２千円×２，０００ｍ）

○【新規】被災者熱中症対策用電化製品購入等補助事業費（９００千円） **府内初**

被災された人の熱中症対策及び生活再建支援のため、破損、滅失したエアコン、冷蔵庫の購入や修理に要する経費を支援

（内容）補助率１／２

冷蔵庫：上限３０千円、エアコン：上限６０千円

○【新規】災害ボランティアセンター運営委託事業費（２，５００千円）

台風第７号に係る被災者支援のために開設した災害ボランティアセンターの運営委託（災害救助法適用）

（内容）災害ボランティアセンターの運営に要する職員の人件費及び交通費

○【新規】災害土砂等撤去事業費（１２０，７２３千円）

災害によって発生した集落内の流木や土砂、また、被災家屋等から発生した木材や家電等の災害廃棄物の処理

（内容）家電４品目やタイヤ、消火器、木材等の運搬、処分

○【新規・拡充】災害救助費（２，２００千円）

災害によって被害を受けた方に対する災害援護資金の貸付と見舞金に要する経費

（内容）

- ・災害援護資金の貸付…償還期間１０年、据置期間３年（特別の場合５年）。貸付限度額は被害の種類及び程度に応じて設定
- ・災害見舞金の増額…台風第７号災害により予算が不足したため、今後の不測の事案に対応するため増額

■復旧対策〔1,251,855千円〕

○【新規】現年発生農地等災害復旧事業費（495,387千円）

被災した農地、農業用施設の災害復旧のための測量・設計及び工事費

○【新規】農地等小規模災害復旧補助事業費（3,492千円）

被災した農地、農業用施設災害復旧事業の内、国の補助対象とならない地元施工の10万円以上40万円未満の復旧事業を支援

（地元負担率を低減）

- ・ 地元負担率：農地 通常60% → 25%
- 農業用施設 通常60% → 17.5%

○【拡充】現年発生林業施設災害復旧事業費（272,966千円）

被災した林業施設の災害復旧のための測量・設計及び工事費等

（内容）林道6線

○【新規】林道施設小規模災害復旧補助事業費（3,000千円）

被災した林道施設の災害復旧事業の内、国の補助対象とならない地元施工の10万円以上40万円未満の復旧事業を支援

（内容）林道10件

（地元負担率を低減）

- ・ 地元負担率：通常60% → 25%

○【新規】小規模治山事業費（88,360千円）

発生した山崩れの復旧事業

（内容）対象17件

（国等の補助対象とならない地元施工の復旧事業の地元負担率を低減）

- ・ 地元負担率：通常50% → 25%
- ・ 補助対象となる事業費の嵩上げ
通常1,000千円 → 2,000千円

○【拡充】現年発生公共土木施設災害復旧事業費（318,500千円）

被災した公共土木施設の災害復旧のための測量・設計及び工事費

（内容）市道16件、河川49件

○【新規】応急災害復旧事業費（70,150千円）

被災した公共土木施設災害の応急復旧

（内容）市道48件、河川17件